死亡診断書・死体検案書
作成の留意点

死亡数、異状死体数の推移

（平成22年）

全死亡数　　：　1,197,012人

うち、異状死体数：　171,025人　（全死亡の14.2%）

（平成28年）

全死亡数　　：　1,307,748人

うち、異状死体数：　161,407人　（全死亡の12.3%）

（令和2年）

全死亡数　　：　1,372,648人

うち、異状死体数：　169,496人　（全死亡の12.4%）

日本の人口推移

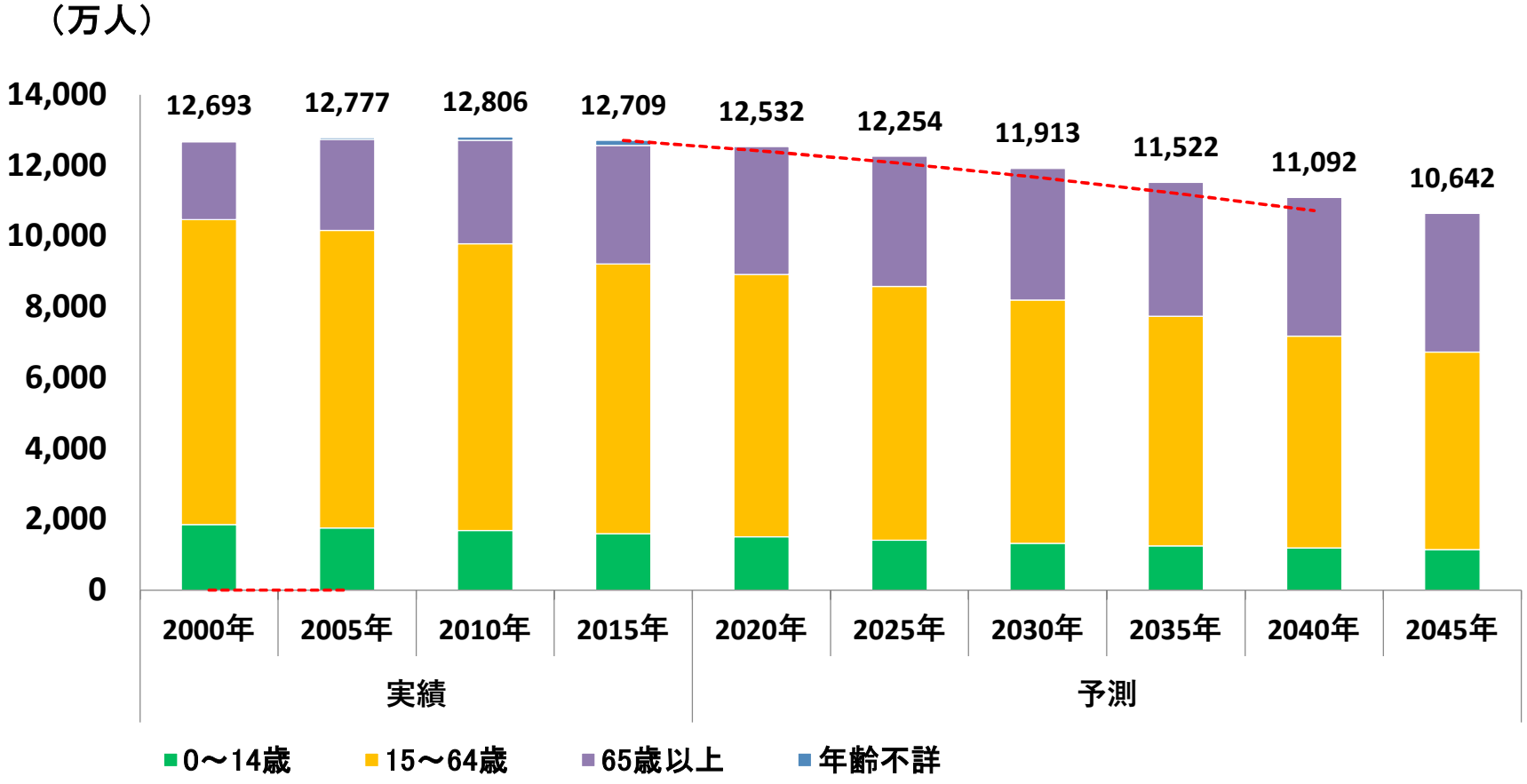

【2015年】

総面積（km²）	377,971	平均年齢（歳）	46.4	昼夜間人口比率（%）	100.0
人口密度（人/km²）	340.8				

※図中の点線は前回2013年公表の「将来人口推計」の値

© jp.gdfreak.com

死亡数、異状死体数の推移

（令和3年）

全死亡数　　：　1,439,809人

うち、異状死体数：　173,220人　（全死亡の12.0%）

（令和4年）

全死亡数　　：　1,582,033人

うち、異状死体数：　196,103人　（全死亡の12.4%）

図表1-1-11　死亡数及び死亡率の推移と将来推計

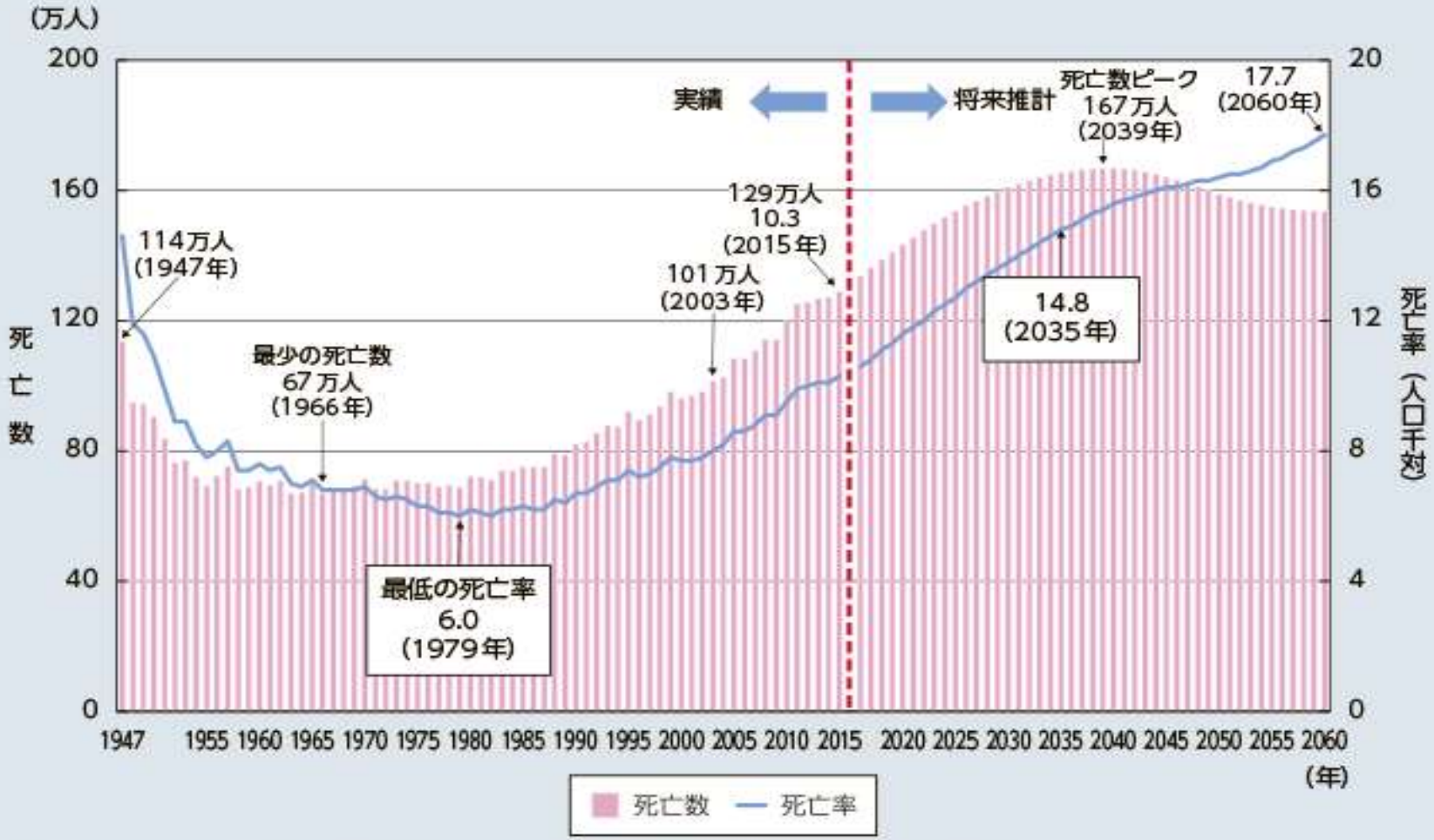

資料：2015年以前：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」
2016年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）

（注）1. 1972年までは沖縄県を含まない。
2. 2014年までは確定数、2015年は概数である。
3. 将来推計値には日本における外国人を含む。

日本人の死因（平成22年） 総死亡数 1,197,102人

1位：	悪性新生物	353,499人	（279.7）
2位：	心疾患	189,360人	（149.8）
3位：	脳血管疾患	123,461人	（97.7）
4位：	肺炎	118,888人	（94.1）
5位：	老衰	45,342人	（35.9）
6位：	不慮の事故	40,732人	（32.2）
7位：	自殺	29,554人	（23.4）
8位：	腎不全	23,725人	（18.8）
9位：	慢性閉塞性肺疾患	16,293人	（12.9）
10位:	肝疾患	16,216人	（12.8）

日本人の死因（令和2年）　総死亡数　1,372,648人

1位：	悪性新生物	378,356人	（307.0）
2位：	心疾患	205,518人	（166.7）
3位：	老衰	132,435人	（107.5）
4位：	脳血管疾患	102,956人	（83.5）
5位：	肺炎	78,445人	（63.6）
6位：	誤嚥性肺炎	42,746人	（34.7）
7位：	不慮の事故	38,069人	（30.9）
8位：	腎不全	26,946人	（21.9）
9位：	アルツハイマー病	20,852人	（16.9）
10位：	血管性等の認知症	20,811人	（16.9）

医師法第21条　（異状死体等の届出義務）

医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

1906（明治39）年発布の（旧）医師法施行規則（第9条）にも現行法とほぼ同じ文言。

犯罪捜査の端緒。

「異状」についての明確な規定がない。

令和2年の全死亡数　:1,372,648人

普通の死　（明らかな病死や老衰）

診療継続中の疾病で死亡
（令和2年:1,202,972人）

↕

異状死……検察官（司法警察員）による
検視を受ける。

検視→検案　（→法医解剖）

令和2年:169,496人　（死亡数の12.4%）

入浴中の死亡事例（年齢・月別）

日本法医学会　課題調査報告（2014）

異状死体の5～10%を占める。

冬季に多い。

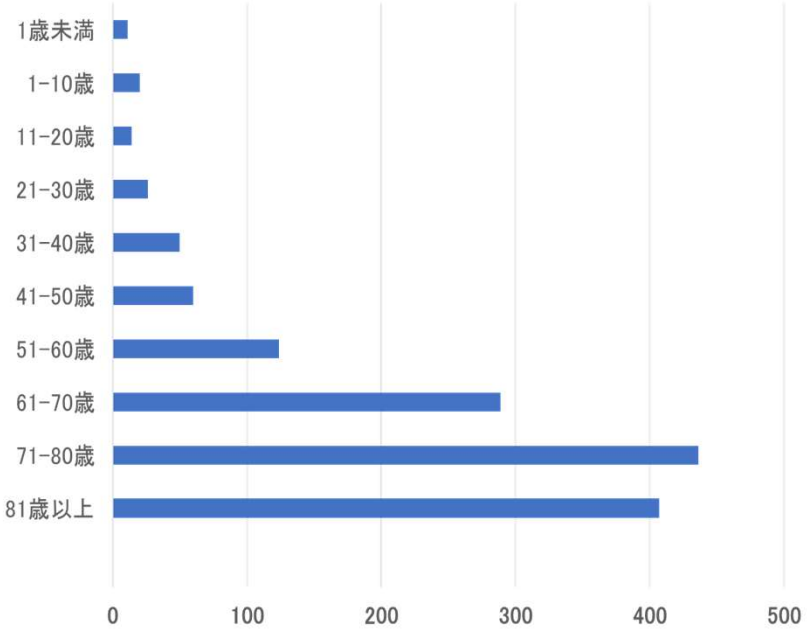

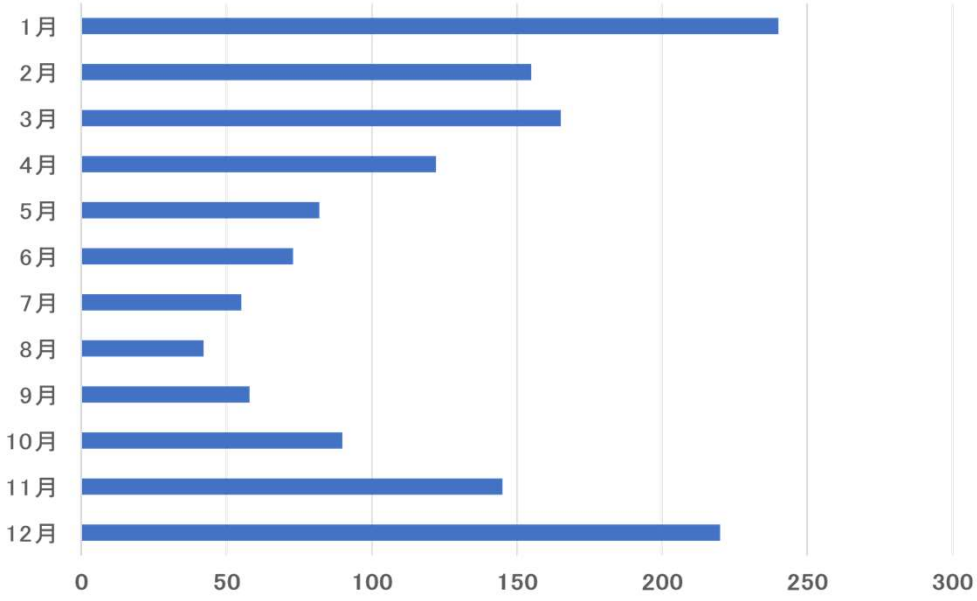

死亡診断書・死体検案書の様式

死亡診断書（死体検案書）

氏　　名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成　年　月　日 生まれてから30日以内に死亡した場合に記入する　午前・午後　時　分
死亡したとき	平成　年　月　日　午前・午後　時　分			
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院　2診療所　3老人保健施設　4助産所　5老人ホーム　6自宅　7その他		
	死亡したところ			
	死亡したところ1～5）施設の名称			

死亡の原因 Ⅰ欄、Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないで下さい。	Ⅰ	(ア)　直接死因	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間	
		(イ)(ア)の原因		
		(ウ)(イ)の原因		
		(エ)(ウ)の原因		
	Ⅱ	直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		
		部位及び主要所見 1無　2有	手術年月日	平成 昭和　年　月　日
		主要所見 1無　2有		

死因の種類	1　病死及び自然死 外因死　不慮の外因死　2 交通事故　3 転倒・転落　4 溺水　5 煙、火災及び火焔による傷害　6 窒息　7 中毒　8 その他 その他及び不詳の外因死　9 自殺　10 他殺　11 その他及び不詳の外因 12　不詳の死

外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください。	傷害が発生したとき	平成・昭和　年　月　日 午前・午後　時　分	傷害が発生したところ	都道府県 市郡　区町村
	傷害が発生したところの種別	1住居　2 工場及び建築現場　3 道路　4その他（　　）		
	手段及び状況			

生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1単胎　2多胎（　子中第　子）	妊娠週数 満　週
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1無　2有（　　）3不詳	母の生年月日 昭和 平成　年　月　日	前回までの妊娠の結果 出生児　人 死産児　胎 （妊娠満22週以後に限る）

その他特に付言すべきことがら

上記のとおり診断（検案）する

診断（検案）年月日　平成　年　月　日
本診断書（検案書）発行年月日　平成　年　月　日

病院、診療所もしくは老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所

番地
板　号

（氏名）　医師　印

死亡診断書（死体検案書）の意義

人間の死亡に関する厳粛な医学的証明であり、その人の社会的関係における権利主体としての終止を法律的に証明するもの。

①　死亡の医学的・法律的証明

戸籍の抹消

証拠・証明・査定等の資料

刑事事件、民事事件、労災補償、生命保険

②　死因統計の基礎資料

死亡診断書・死体検案書

人間の死亡に関する厳粛な医学的証明であり、その人の社会的関係における権利主体としての終止を法律的に証明するもの。

交付の求めがある場合、正当な理由がなければ拒んではならない。

医師法第19条 （応召義務等） ①診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。②診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

診断書交付の求めがあっても、拒むことができる正当な理由

① 診断・検案をしていない場合。　（医師法第20条）

② 脅迫や強要により虚偽の記述を求められた場合。

③ 診断が下しえない場合。

④ この書類が明らかに悪用されたり、犯罪に使われると考えられる場合。

⑤ 本人および家族以外の者から求められた場合。

刑法第134条 （秘密漏泄）

死亡診断書・死体検案書

自ら診察もしくは検案せず死亡診断書・死体検案書を発行することは禁じられている。

医師法第20条 （無診察診療の禁止） 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

記載内容に虚偽があってはならない。

死亡に関する事実を医学的に、正確に記載する。

刑法第160条 （虚偽私文書作成） 医師公務所ニ提出ス可キ診断書、検案書又ハ死亡証書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ3年以下ノ禁錮又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス

死亡診断書・死体検案書

死亡診断書：診療継続中（自らの診療管理下）の患者が、生前に診療していた傷病で死亡した場合。

死体検案書：死体を検案したときに発行する。

異状を認める場合は、まず所轄警察署に届出

異状死体等の届出義務

医師法第21条 （異状死体等の届出義務） 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。・・・・・50万円以下の罰金

異状死の届出の判断基準 （東京都監察医務院）

届け出が必要な異状死

・すべての外因死 （外傷、交通事故、火災、中毒、自殺、他殺など）

・外因の後遺症、続発症

（外因に関連して発症した肺炎やDICなど）

・死因不明、内因か外因か不明

届け出の必要がない普通の死

・診断のついた病死

・新規患者の院内死亡であっても病死であることが画像等で診断できる場合で、異状死（上記）にあたらないもの。

診療継続中の患者の院外死亡で、最終診察以後24時間以上経過していても、診断のついた病死は異状死にはあたらない。

医師法第20条　無診察治療等の禁止

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方箋を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書についてはこの限りでない。

最終診察から24時間以内に、診ていた患者が診ていた傷病で死亡した場合は、再度遺体を確認しなくても死亡診断書が交付できるとした法律。

往診加療中の在宅死で、最終診察の24時間以内であれば、死亡に立ち会わなくても死亡診断書交付は可能。（死後あらためて診察を行うことが望ましい。）

なお、最終診察から24時間以上の場合も、死後あらためて診察を行い、異状がなければ死亡診断書の交付は可能。

「医師法第20条　ただし書の適切な運用について(通知)」

各都道府県医務主管部(局)長宛

平成24年8月31日　　厚生労働省医政局医事課長

1. 医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができること。

（抜粋）

「医師法第20条　ただし書の適切な運用について(通知)」

2. 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。　（抜粋）

作成・記入の実際

「死亡診断書（死体検案書）」のをうち、不要なものを二重線で消す。

~~死亡診断書~~（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は，我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で，できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	○×△□（アルファベット）	(1) 男 2 女	生年月日	明治 (昭和) 大正 平成 年 月 日 (生まれてから 30 日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) 午前・午後 時 分	←生年月日が不詳の場合は，推定年齢をカッコを付して書いてください。
死亡したとき	平成 30 年 9 月 3 日			(午前)・午後 8 時 20 分 頃	夜の 12 時は「午前 0 時」，昼の 12 時は「午後 0 時」と書いてください。
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	(1) 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			←「老人ホーム」は，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
(13)	死亡したところ	和歌山市紀三井寺811－1	番地 番号		
	(死亡したところの種別 1～5) 施設の名称	和歌山県立医科大学附属病院			

生年月日：不詳の場合は「（○歳位）」、あるいは「○～△歳（推定）」

死亡したとき：「10時00分頃」と「10時頃」

○日午後頃、○時頃、○日頃、

複数死亡例の場合、注意

死亡したところ：○○番地先路上、 ○○先海中

発見場所では（発見）

	施設の名称					
(14) 死亡の原因 ◆Ⅰ欄,Ⅱ欄 ともに疾患の終末期の状態としての心不全,呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では,最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし,欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ	(ア)直接死因	直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年,月,日等の単位で書いてください ただし,1日未満の場合は,時,分等の単位で書いてください (例:1年3か月,5時間20分)	短時間	疾病名等は,日本語で書いてください。 Ⅰ欄では,各傷病について発意病の型(例:急性),病因(例:病原体名),部位(例:胃噴門部がん),症状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。
		(イ)(ア)の原因	原死因		数日	
		(ウ)(イ)の原因	原則は傷病名			
		(エ)(ウ)の原因				妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」,また,分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
	Ⅱ	直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	影響した傷病名		不詳	産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。
	手術	1無 ②有	部位及び主要所見 死亡に関する手術のみ	手術年月日	(平成)昭和 年 月 日	←Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について,術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。
	解剖	①無 2有	主要所見 解剖を行った場合にその主要な所見			

直接死因:直接の死因となった傷病

原死因:死亡に至る一連の因果関係の起点となる傷病

（通常は、Ⅰ欄の最下段の傷病名）

終末状態の心不全や呼吸不全、DICなどの英字、略語は使用しない。

発病(発症)または受傷から死亡までの期間:短時間、〇分、〇時間、半日くらい、〇日、数日、数か月 、〇年」

Ⅰ欄の記入上の留意点

- 急性･慢性の別、病因となるウイルスや細菌
- 部位がわかるものは部位を記入
- ○型、○○性、
- 悪性新生物は原発、転移の別、病理組織型、部位をわかる範囲で

疾病と外因がともに死亡に影響している場合

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆Ⅰ欄，Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全，呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では，最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし，欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ	(ア) 直接死因	細菌性肺炎	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年，月，日等の単位で書いてください ただし，1日未満の場合は，時，分等の単位で書いてください （例：1年3か月，5時間20分）	約1週間
		(イ) (ア) の原因	脳挫傷		17日
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	Ⅱ	直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	1無　2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和　年　月　日
	解剖	1無　2有	主要所見		

疾病名等は，日本語で書いてください。
Ⅰ欄では，各傷病について発症病の型（例：急性），病因（例：病原体名），部位（例：胃噴門部がん），症状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」，また，分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について，術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

外因死の場合

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆Ⅰ欄，Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全，呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では，最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし，欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ	(ア) 直接死因	溺死	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年，月，日等の単位で書いてください ただし，1日未満の場合は，時，分等の単位で書いてください （例：1年3か月，5時間20分）	短時間
		(イ) (ア) の原因	脳出血		短時間
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	Ⅱ	直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	1無　2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和　年　月　日
	解剖	1無　2有	主要所見		

疾病名等は，日本語で書いてください。
Ⅰ欄では，各傷病について発症病の型（例：急性），病因（例：病原体名），部位（例：胃噴門部がん），症状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」，また，分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について，術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

病死の場合

原死因を何にするか？

・入浴中の死亡

　溺死なら・・・不慮の事故

　病的発作による溺水・・・病死

・交通事故で入院中の持病の悪化

　軽微な損傷と重度の持病

「病態」としての因果関係

(15)	死因の種類	1 病死及び自然死 外因死：不慮の外因死 { 2 交通事故　3 転倒・転落　4 溺水　5 煙，火災及び火焔による傷害　6 窒息　7 中毒　8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺　10 他殺　11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死	←「2 交通事故」は，事故発生からの期間にかかわらず，その事故による死亡が該当します。 「5 煙，火災及び火焔による傷害」は，火災による一酸化炭素中毒，窒息等も含まれます。
(16)	外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき：平成・昭和　年　月　日　午前・午後　時　分 傷害が発生したところ：都道府県　市区郡町村 傷害が発生したところの種別：1 住居　2 工場及び建築現場　3 道路　4 その他（　） 手段及び状況	←「1 住居」とは，住宅，庭等をいい，老人ホーム等の居住施設は含まれません。 ←傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。
(17)	生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重：グラム 単胎・多胎の別：1 単胎　2 多胎（　子中第　子） 妊娠週数：満　週 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状：1 無　2 有［　］3 不詳 母の生年月日：平成・昭和　年　月　日 前回までの妊娠の結果：出生児　人　死産児　胎（妊娠満 22 週以後に限る）	←妊娠週数は，最終月経，基礎体温，超音波計測等により推定し，できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。

死因の種類は、Ⅰ欄の最下段の原死因に基づく。
外因死のうち、不慮の事故、自殺、他殺、不詳の判別は警察の捜査に基づく。
「自殺」は手段のいかんを問わず、「9．自殺」
死因の種類が外因死（2～11）を選択した場合、「外因死の追加事項」の記載を。

死因の種類の決め方（p14）

- 「死因の種類」の構成

病死及び自然死、不慮の外因死、自殺、他殺、不詳の外因死、不詳の死

死因の種類

1 病死及び自然死・・・・・・疾病による死亡、自然死（老衰）

外因死

不慮の外因死（不慮の死亡）

2 交通事故・・・・・・・交通機関の関与による
3 転倒・転落・・・・・・転倒（同一平面）、転落による
4 溺水・・・・・・・溺水による
5 煙、火災及び火焔による傷害・・・・・・火災、火焔による火傷や煙の吸入
6 窒息・・・・・・・窒息による
7 中毒・・・・・・・薬物や有害物質による
8 その他・・・・・異常な温度環境、感電や落下物などの事故、地震等の天災

その他および不詳の外因死

9 自殺・・・・・・・死亡者自身の故意の行為に基づく死亡
10 他殺・・・・・・他人の加害による死亡
11 その他及び不詳の外因・・・外因死ではあるが不慮の外因死か否かの判別のつかない場合。刑の執行や戦争

12 不詳の死・・・・・・病死及び自然死か、外因死か不詳の場合

	時	［　　］
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 外因死：不慮の外因死 { 2 交通事故　3 転倒・転落　(4) 溺水　5 煙，火災及び火焔による傷害　6 窒息　7 中毒　8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺　10 他殺　11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死	←「2 交通事故」は，事故発生からの期間にかかわらず，その事故による死亡が該当します。 「5 煙，火災及び火焔による傷害」は，火災による一酸化炭素中毒，窒息等も含まれます。
(16) 外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき：(平成)・昭和 29 年 7 月 26 日　午前・(午後) 2 時 25 分頃 傷害が発生したところ：香川 (県)・都道府県 高松 (市)・区・郡・町村 傷害が発生したところの種別：1 住居　2 工場及び建築現場　3 道路　(4) その他（海） 手段及び状況：遊泳中に溺れたという。	←「1 住居」とは，住宅，庭等をいい，老人ホーム等の居住施設は含まれません。 ←傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。
(17) 生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重：　グラム 単胎・多胎の別：1 単胎　2 多胎（　子中第　子） 妊娠週数：満　週 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状：1 無　2 有［　］3 不詳 母の生年月日：平成・昭和　年　月　日 前回までの妊娠の結果：出生児　人　死産児　胎（妊娠満 22 週以後に限る）	←妊娠週数は，最終月経，基礎体温，超音波計測等により推定し，できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。

外因死の追加事項

記載上の注意点

必要十分な事項を客観的に。

プライバシー関連、不正確なことは記載しない。

「詳細不明」なども可。

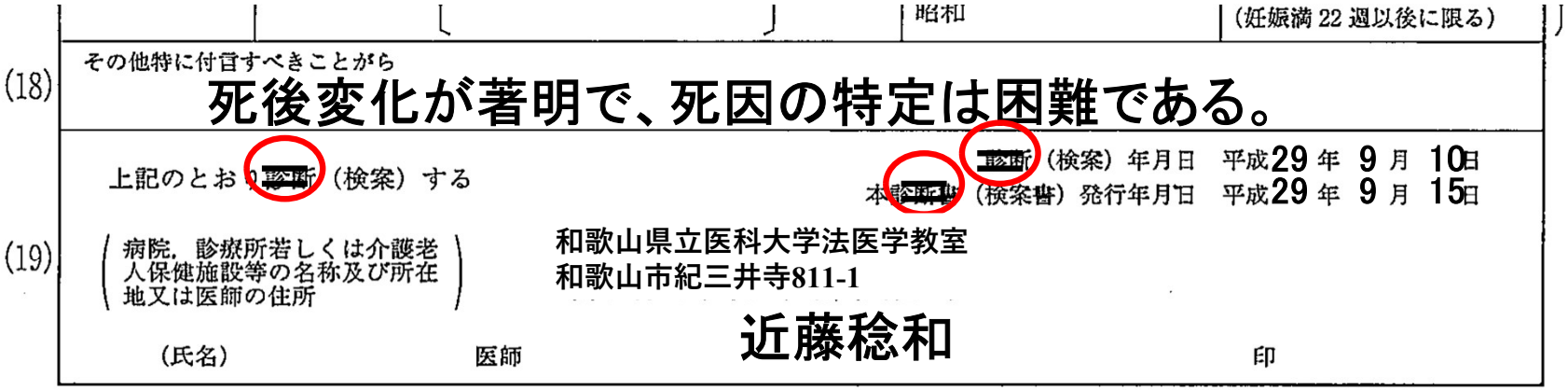

昭和　（妊娠満 22 週以後に限る）

(18) その他特に付言すべきことがら
死後変化が著明で、死因の特定は困難である。

上記のとおり[redacted]（検案）する

[redacted]（検案）年月日　平成29年 9月 10日
本[redacted]（検案書）発行年月日　平成29年 9月 15日

(19) （病院，診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所）
和歌山県立医科大学法医学教室
和歌山市紀三井寺811-1

（氏名）　医師　近藤稔和　印

その他特に付言すべきことがら
補足すべき内容がある場合。

診断（検案）年月日など　「診断」「検案」の選択は、最上段のタイトルの選択と同じ。
「診断（検案）年月日」と「診断（検案）書発行年月日」は、同じ日でも別個に記載。
本人の署名があれば、押印の必要はない。
記載内容の訂正にあたっては、「記名押印」の場合は訂正印を、「署名」の場合は訂正箇所にそれぞれ署名する。

遠 隔 診 療

① 診療は、医師と患者が直接対面が基本。

遠隔診療はあくまで対面診療を補完。

② 離島、へき地など。

③ 相当に病状が安定している慢性期疾患。

（酸素療法、難病、糖尿病、喘息、高血圧･･･）

（健政発第1075号：平成9年通知、平成23年一部改正）

情報通信機器（ICT）を利用した
死亡診断等ガイドライン

平成 29 年９月
厚 生 労 働 省

遠隔での死亡診断

2017（平成29）年にガイドライン策定

臨終を迎えたとき、医師が12時間以内に患者のもとへ赴くことができない場合を想定

離島で定期船の頻度が少ない場合など

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000527813.pdf

ICTを利用した死亡診断等を行う際の要件

(a) 医師による直接対面での診療の経過から早晩死亡することが予測されていること

(b) 終末期の際の対応について事前の取り決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること

(c) 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること

(d) 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること

(e) 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせて患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

ICTを利用した死亡診断等における課題

◎ 異状の確認のための身体観察が十分可能か？
実施にあたり、看護師が関連法規や法医学の研修（2日間）を受け、一定の知識や技能を備えていることを要件としている。
厳しい基準で注意義務が問われる。
死亡診断について、過度の負担にならないか？
医師の側も確実な診断が可能か？
情報のやりとりにおけるセキュリティの確保。

◎ 死亡診断書の作成に関して
ガイドラインには「代筆」とあるが・・・

ICTの死亡診断への活用には、
まだ議論の余地はあると思われる。

【Q1】

　52歳男性。〇〇県△△市。通行量の少ない道路脇に駐車中の車内で死亡しているのを発見された。窓ガラスは目張りされ、車内には、すでに燃え尽きた練炭の入った七輪が2個置かれており、また、所持品のカバンから遺書が見つかった。

　遺体の死斑は鮮紅色を呈していた。死体の所見、身体所見等から、死亡日時は、平成X年3月20日午後4時頃、死因は一酸化炭素中毒と判断された。

この場合、死体検案書の死因、死因の種類等は、どのようにしたらよいでしょうか。

【適切でない記載】

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆1欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	一酸化炭素中毒	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア) の原因			
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	II	直接には死因に関係しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	①無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
	解剖	①無 2有	主要所見		
(15) 死因の種類	1病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火炎による傷害 6窒息 ⑦中毒 8その他 その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 12不詳の死				
(16) 外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成 昭和 X 年 3 月 20 日 午前 午後 4 時 頃 分		傷害が発生したところ	△△ 市 郡 ○ 区 町村 ○ 都道府県
	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他(自動車内)			
	手段及び状況 道路脇に駐車中の車内で、死亡しているのを発見された。				

【適切な記載】

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆I欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆I欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	一酸化炭素中毒	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア) の原因			
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	II	直接には死因に関係しないが I欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	①無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
	解剖	①無 2有	主要所見		
(15) 死因の種類	1病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火炎による傷害 6窒息 7中毒 8その他 その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 12不詳の死				
(16) 外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成 昭和 X 年 3 月 20 日 午前 午後 4 時 頃 分		傷害が発生したところ	○○ 都道府県 △△ 市 郡 区 町村
	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他(自動車内)			
	手段及び状況	道路脇に駐車中の車内で練炭を燃やして死亡していたという。			

【解説】

本文から、死因は一酸化炭素中毒と考えられます。直接死因は一酸化炭素によるものですが、自殺の手段として用いているので、死因の種類は「9.自殺」となります。

外因死の追加事項には、その起こった場所や状況についても、分かる範囲で状況等を詳細に記載します。

【Ｑ２】
　92歳男性、生来健康。既往歴としては、73歳のときに胃がんを手術。

　数ヶ月前から体力が低下し、あまり外出しなくなった。2週間ほど前から起き上がれなくなり、同居家族が世話をしていたが、食事摂取も低下してきたため、病院を受診・入院した。
　顕著な症状はなく、入院後の検査では特に異常も発見されなかったが、徐々に衰弱し、一昨日からは意識の状態が低下、昨日夜からは末梢循環不良のため腋窩温が低下していた。本日朝、死亡した。

　この場合、死亡診断書の「死亡の原因」「死因の種類」をどのように記載したらよいでしょうか。

【適切でない記載】

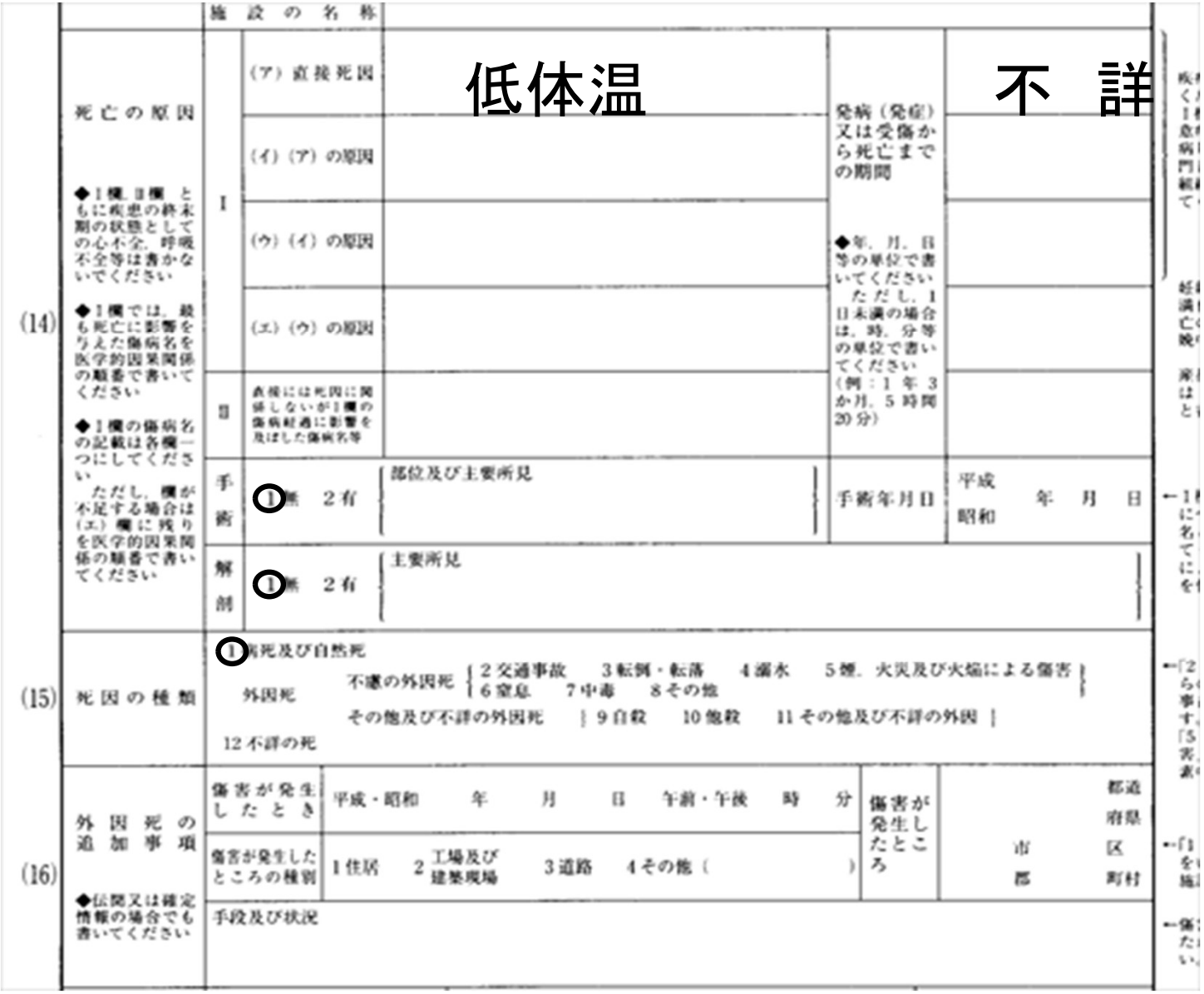

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆1欄 II欄 ともに疾患の終末期の状態としての心不全，呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では，最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし，欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	低体温	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年，月，日等の単位で書いてください ただし，1日未満の場合は，時，分等の単位で書いてください（例：1年3か月，5時間20分）	不詳
		(イ) (ア) の原因			
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	①無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
	解剖	①無 2有	主要所見		
(15) 死因の種類	①病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙，火災及び火炎による傷害 6窒息 7中毒 8その他 その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 12不詳の死				
(16) 外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分		傷害が発生したところ	都道府県 市 区 郡 町村
	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他（ ）			
	手段及び状況				

【適切な記載】

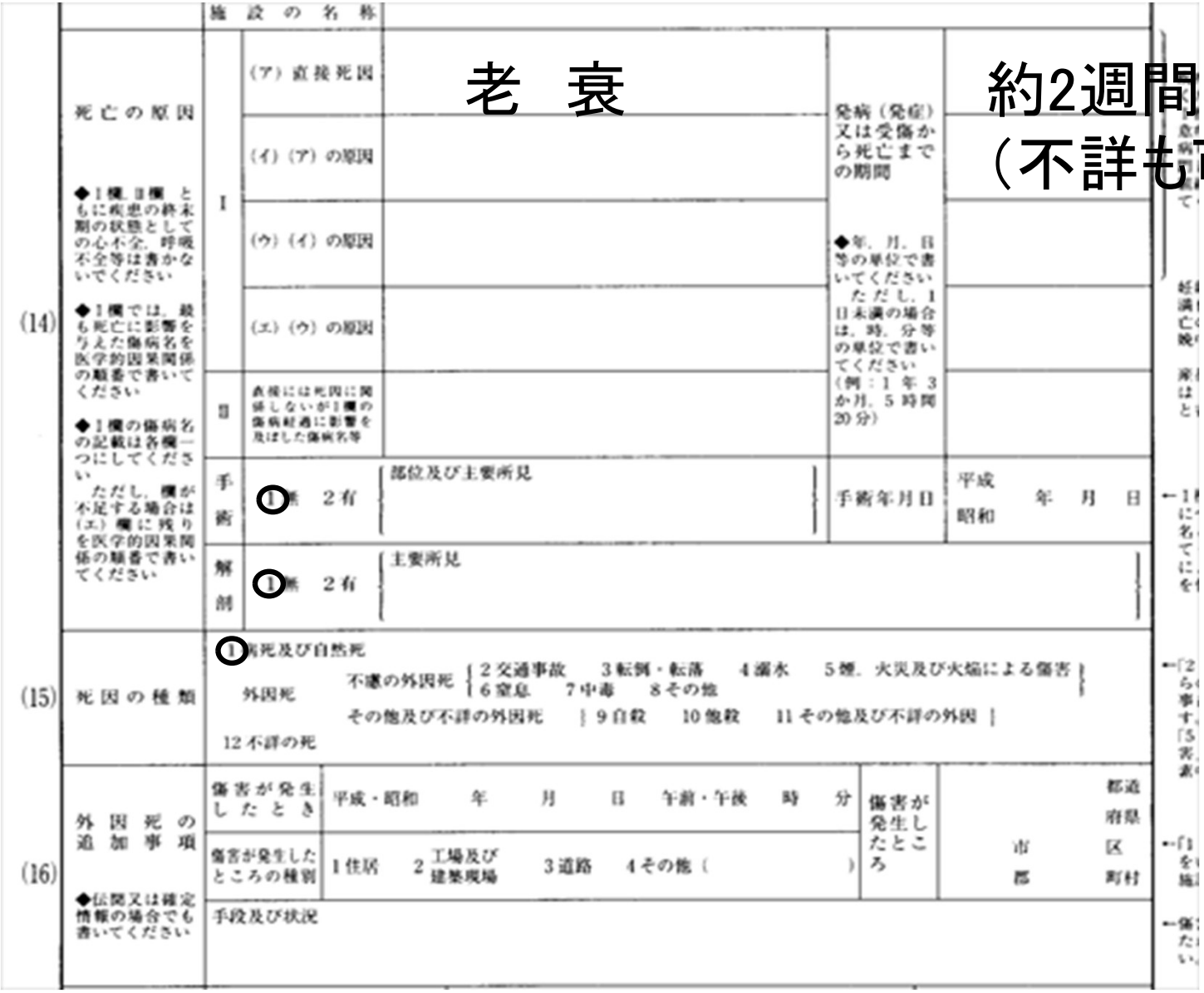

	施設の名称				
(14) 死亡の原因 ◆1欄 Ⅱ欄 ともに疾患の終末期の状態としての心不全，呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では，最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし，欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ	(ア) 直接死因	老　衰	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年，月，日等の単位で書いてください ただし，1日未満の場合は，時，分等の単位で書いてください（例：1年3か月，5時間20分）	約2週間（不詳も可）
		(イ) (ア) の原因			
		(ウ) (イ) の原因			
		(エ) (ウ) の原因			
	Ⅱ	直接には死因に関係しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	①無　2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成・昭和　年　月　日
	解剖	①無　2有	主要所見		
(15) 死因の種類	①病死及び自然死 外因死　不慮の外因死 2交通事故　3転倒・転落　4溺水　5煙，火災及び火炎による傷害　6窒息　7中毒　8その他 その他及び不詳の外因死 9自殺　10他殺　11その他及び不詳の外因 12不詳の死				
(16) 外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成・昭和　年　月　日　午前・午後　時　分		傷害が発生したところ	都道府県　市区郡町村
	傷害が発生したところの種別	1住居　2工場及び建築現場　3道路　4その他（　）			
	手段及び状況				

【解説】

本文からは、死因は老衰であると推測されます。

死亡直前には顕著な低体温がみられたとのことですが、これは終末状態でみられたものと思われ、環境要因による低体温（いわゆる「凍死」）とは異なります。ですから、「死因の種類」も「1.病死および自然死」を選択されていると思います。

終末状態の「低体温」を死因に選択することは好ましくありませんので、高齢者で他に記載すべき原因がない場合は、「老衰」の記載が適切です。